

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうれいあんおよび  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令案及び  
しこうきそくあん かん いけんぼしゆう けつか  
施行規則案に関する意見募集の結果について

へいせい ねん がつ にち  
平成28年1月28日

ないかくふせいさくとうかつかん きょうせいしやかいせいさくたんとう  
内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

さだ めいれいとう だいめい  
1. 定めようとする命令等の題名

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうれい  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令  
しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうきそく  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

めいれいとう こうふび  
2. 命令等の公布日

へいせい ねん がつ にち  
平成28年1月29日

ていしゅついでんすう  
3. 提出意見数

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうれい … けん  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令 … 2件  
しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうきそく … けん  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則 … 0件

ていしゅついでん ふ あん しゅうせい うむ  
4. 提出意見を踏まえた案の修正の有無

なし。しょうさい べっし ごらん  
無し。詳細は別紙を御覧ください。

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつしこうれい  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令

No.	ごいけん がいよう 御意見の概要	ごいけん たい かんが かた 御意見に対する考え方
1	【1. くに ぎょうせいきかん はんい】 しこうれい けいさつちょう たいしやう 施行令において警察庁が対象となっ ているのに警視庁が対象となってい ないのは少々わからない。記載漏れとい うことなのであれば加えるべきである と考える。	けいしちやう くに ぎょうせいきかん 警視庁は国の行政機関ではないことか ら、本令で指定する機関に該当しま せん。
2	【1. くに ぎょうせいきかん はんい】 せいらい きだ すべ とくべつ きかん 政令で定めるものに全ての特別の機 関を追記する。	とくべつ きかん のうち しょう がいきよく など に じゆん ずるものを指定するための規定である ことから、全ての特別の機関は追記 いたしません。 なお、本令で指定されなかった特別 の機関についても、しょう がいきよく などの ぶぞく 機関として しょうがい しゃ さべつ かいしょうほう たいしやう 障害者差別解消法の対象となります。